



子規全集

第十九卷

書簡二

子規全集 第十九卷

書簡二

定價 參千八百圓

昭和五十三年一月十八日 第一刷發行

著者 正岡忠三郎 規

代編  
表集

發行者 野間省一

發行所 株式會社講談社

東京都文京區音羽二一一二一二

電話 東京(〇三)九四五一一一(大代表)  
郵便番號 一二一 振替 東京八一三九三〇

印刷所 株式會社 精興社

製本所 大製株式會社

本文用紙 三菱製紙株式會社

◎正岡忠三郎 一九七八年  
落丁本・亂丁本はお取りかえいたします

書  
簡  
二



目次

明治二十九年	(422 502)
明治三十年	(503 613)
明治三十一年	(614 721)
明治三十二年	(722 824)
明治三十三年	(825 964)
明治三十四年	(965 1024)
明治三十五年	(1025 1071)

年次不詳

(1072  
1079)

補遺

(1080  
1109)

書簡索引

六九七

參考資料

七三七

解題 和田茂樹

七四八

解說 小田切秀雄

七七一

## 編注

『書簡二』には、『書簡一』の後をうけて、明治二十九年から没年明治三十五年に至る子規書簡を、日付順に収録した。

編集の基準、校訂方針等は『書簡一』に同じであるから、その「凡例」を参照していただきたい。その他本巻にかゝわる注記を以下に追加する。

一 書簡番號は『書簡一』からの通し番號である。

一本巻では振假名はすべて原書簡に付されたものなので『書簡一』で用いた〈原〉の注記は省いた。

一 編注に引用した文献は、可能な限り發行所、刊行年月日を掲げたが、煩雑にわたるので省いた場合がある。なお、『子規

遺墨集』は昭和十年九月十九日巧藝社刊、『子規遺墨』は昭和五十年十一月十九日求龍堂刊である。

また、「ホトトギス」子規追悼號（第六卷第四號 明治35・12・27）等、頻出資料は、その都度、巻號、發行日を記さなかつた場合がある。

一 『書簡一』刊行後に發見された明治二十八年までの書簡、及び、本巻組版終了後に發見された明治二十九年以降の書簡は、補遺として巻末にまとめた。

一 『書簡一』『書簡二』に掲載の全書簡について、受信者別、日付順の索引を巻末に付した。



明治二十九年

一月八日 村上半太郎殿

伊豫國伊豫郡垣生〔年賀葉書〕

〔東京下谷區上根岸町八十二番地

正岡常規〕〔印刷・自筆〕

新年めでたく申しをさめ候 皆々様御變りあらせ  
られずめでたく存候 富士の山めでたく候 筑波  
の山めでたく候 日本八十州の山ことぐくめで  
たく候 臺灣の山更にめでたく候

明治廿九年一月

東京下谷區上根岸町八十二番地

正 岡 常 規

明治廿九年一月

東京下谷區上根岸町八十二番地

正 岡 常 規

〔日清戦争の結果臺灣及び澎湖島が日本に割譲され、明治二十八年六月一日に授受が完了した。又この年の新年御題は「山」であった〕

一月「」日 中村鉢太郎様

東京市本郷區湯島四丁目三番地 〔年賀葉書〕  
〔東京下谷區上根岸町八十二番地 正岡常規〕 〔印刷・自筆〕

谷底の往來困難につきとりあへず代理として此はがき差上申候

〔追記以外の文面は書簡422に同じ。右端に墨書してある〕

一月「」日 永井英次郎殿

岩代國郡山大町 〔年賀葉書〕  
〔東京下谷區上根岸八十二番地 正岡常規〕 ※

〔文面は書簡422に同じ。永井破箱自筆の寫しによる〕

一月「」日 松田芳次郎宛

〔山城國綾喜郡都之城村〕 〔年賀葉書〕 ※  
〔東京下谷區上根岸町八十二番地 正岡常規〕

〔書物禮讚 第一號〕

〔書物禮讚〕（大正14・6・5）による。文面は書簡422に同じ〕

一月八日 大谷藤治郎宛

美作國西北條郡西吉田村山北  
〔葉書〕  
東京市下谷區上根岸町八十二番地

御慰問にあづかり恐入候 寒氣凜烈病氣よろしからぬは御推量通りなれども筆がとれぬ程の事には無之候 新聞は議會のために狼藉と相成申候事に有之候

近作附錄正を乞ふ

韜跡塵埃裏

結廬陵阜隈

寒林不藏物

冬苑光開梅

推戶孤雲落

撒粞群雀來

與天同所赴

萬物總悠哉

〔漢詩稿〕 56 參照

一月二十七日 平山保次郎宛

臺灣總督府民政局  
〔葉書〕  
東京市下谷區上根岸町八十二番地

新年之御祝儀めでたく申納候 御來書之趣によれば昨年末御渡臺相成候由風土の異なるところ御自愛奉祈候 已上

明治二十九年一月二十七日

〔一月頃カ〕佐伯政直宛

〔松山市出淵町一丁目六十九番地〕〔封書〕  
東京市下谷區上根岸町八十二番地

拜啓 病中無聊のまゝよしなしこと書きつけ御らんに入れ申候 小生昨年末歸京後詩作ニ耽りそれがため詩本數部とゝのへ申候 第一杜工部集第二精華錄訓纂第三明七才子詩鈔第四詩法度鍼第五元遺山詩鈔等ニ有之候 第一ハ杜甫全集第二ハ王漁洋全集これハ久松家賜金ニテ購求致候事前便申上候ト存候 第三ハ李于鱗以下ノ七律許り集めたり 第四ハ臺灣土產にもらひたるものにて漢魏六朝已下歴代の詩の見本也 第五ハ不完全ノもの併シこれがために小生の詩眼ハ稍大悟徹底ニ近つきたるが如き心地致候 作の方ハ依然たる吳下の阿蒙に御座候 本田種竹と申詩人阿波のものにて近所ニ寓居致居此人ヨリ益を得候こと不少 近來ハ五言はかり氣に入り七言といへば全くつくれぬのみならず古人のを見ても面白くなき心地いたし候 前年ハたまに唐詩選を見ても七律許りであつたのか今は五律をおもに見るやうになつた 五律ハ實ニ面白けれども七律ハ唐人でも存外つまらぬ感じが致候 これハ小生が一步だけは詩人ニ近づいた印ならんと存候 昨年已來今日迄ニ得たる七律僅かに一首あり即ち

老大飄零志未成

江湖何處寄殘生

遼東落日烽煙絕

臺北浮雲殺氣橫

憂國少陵空病肺

多情杜牧尙談兵

枕戈死難將軍在

樽俎誰開能泰平

不平を詩に漏した處で始まらぬ話なれとも三十といふ年にもなりて人生の目的か何處にあるであろ

うと今更探すやうな仕儀ニ相成顧れバ十三年前ひとり東京へ出て來た時ハ太政大臣になるといふて笑ハれしことなども有之候 不堪今昔感候 それはさておき詩の方ハ五律を主として作申候

上野

夕從雉街返 東觀獨行々 枯木鴉千照 寒山磬一聲  
佛頭冥々合色 路上積陰平 婆氣滿襟袖 不堪傷我情

古詩は丸で未熟で話にならぬとも近作五古一首粲ヲ博ス

寒厨

寒厨何寂寞 可見生計疎 月頭錢囊滿 月尾米櫃虛  
破瓶不藏酒 封無也 小盤稀有魚 豆豉古著苔 酿醬腐生蛆  
深紅醃蔓菁 寒綠洗霜蔬 鹽梅小妹調 半孟母子茹  
貓鼠飢不耐 求索無餕餘 或遇嘉客過 剥啄驚幽居  
倉皇供野饌 菴腐與甘譜 膏梁豈謂美 噬素市氣除  
功名志不成 先生獨晏如 空腹何所有 咀嚼萬卷書

下らぬこと此の如き類ニ御座候 五絕ハ

一路空山裡 寒林落葉聲 欲尋幽石坐 漫々白雲生

ノ類ナレトモ餘り作らず 段々にやつて見ると七絶が一番むつかしいといふこと分り候二つきつい  
つゝ却て七絶を勉強致候 例

金州城外

亂後亡民不可求

杏花空屋燕兒愁

遼陽四月草猶短

不爲行人掩髑髏

木曾

羊腸峽棧入青空

一水斜閑萬嶽道

百里行程烟火少

人家半在白雲中

失題

歲月催人不可留

高樓置酒好遨遊

功名富貴終何用

萬古英雄盡白頭

などハまだ種竹山人杯ニいくらか首尾の善きものに御座候\*1

〔この書簡は從來月日不明とされているが、「昨年末歸京後詩作ニ耽り」「三十といふ年にもなりて」とあり、所載詩の「漢詩稿」掲載順（571 566 595 588 583 576 573）から見て、二十九年一月の嚴寒の頃と推定。\*1 本田種竹〕

二月一日森林太郎様

本郷區駒込千駄木町（葉書）※

下谷區上根岸八十二番地 正岡常規（自筆）

拜啓 先日ハ失禮致候○目さまし草待兼て面白く拜見致候 就てハ一讀之際思ひつきたる惡まれ口書き記して御参考といかぬも御一笑に供へ度存書きかゝり候處考へ見ると新聞の方種切れ故新聞へ廻し置候 今度ノ週報御一覽被下度候 但シあとで御叱りなき様今から願ひ置候 呵

此四五日來例の腰骨が痛み出して今日杯は一步も動けぬ様ニ相成候 悪口の罰にや

春を待つ迄に我はや老いにけり

〔29-60〕

〔消印「武藏東京下谷廿九年二月一日口便」。日付は消印による。明治二十八年日清戦争に従軍した子規は、金州において第二軍兵站軍醫部長の森鷗外を、五月四日と十日の二度訪問している（鷗外「徂征日記」）。「めさまし草・まきの一」は明治29・1・31発行。子規の「めさまし草卷一批評」は「日本附録週報」明治29・2・3に掲載（本全集第十四巻『評論日記』所收）。この年一月三日の子規庵句會に鷗外は參加している（本全集第十五巻『俳句會稿』参照。森鷗外書簡明治29・□・21（1・21カ）→本書簡）〕

## 二月十日 今成文平宛

新潟縣南魚沼郡六日町〔封書〕  
東京市下谷區上根岸町八十二番地

一月來兔角やまひがちにて御返事もおこたり申候 懶惰の罪ゆるされ可被下候

二月十日

無事庵様

今かへす冬の發句ぞ冴え返る

〔29・37〕

〔今成文平書簡明治29・1・9→本書簡〕

病子規

## 二月〔十六〕日 森 次太郎殿

伊豫國伊豫郡余戸〔封書〕※  
東京下谷上根岸八十二番 正岡常規〔自筆〕

啓 御無沙汰ニ打過奉恐縮候 前年御申越俳話ノ儀ハ今年になりて相頒申候 誠ニ延引不相濟儀  
れハ書物ハ早くより用意してあれとも二三ヶ處直す處を直してと思ひしより多忙ニまぎれ申候

お釣差上候筈なれども只今切手の有合なけれハ後日御返可申候

今後若シ俳話杯の御注文あらバ新聞社へ直接御注文被下度さすれば早速相とゝのひ可申候 已上

二月

権中子規

森様

〔切手剝脱して發信地消印なく、「伊豫松山廿九年二月十九日イ便」の受信地消印から發信月日推定。俳話は『増補類祭書星俳話』（明治28・9・5日本新聞社刊）をさすか〕

二月二十一日 加藤孫平殿

駿河國靜岡師範學校  
〔葉書〕※

東京上根岸八十二 正岡升  
〔自筆〕

燕村句文集とやら御購求可然候

本月はじめより病氣臥褥致居候故何もかも御返事相おくれ申候

〔消印「武藏東京下谷廿九年二月二十一日リ便、駿河靜岡廿九年二月二十二日イ便」。\*1春秋庵幹雄評點『燕村句文集』（明治29・7・30明倫社刊）か。本書は燕村句集に幹雄が○◎の評點を付し、燕村文集を後に収めたもの〕

三月十四日 野間門三郎宛

〔松山市柳井町二十八番戸〕〔封書〕

東京市下谷區上根岸町八十二番地

其後御無沙汰に打過候處老兄益御清榮奉賀候